子供を教育すると抽象的には決定しているが実際の点検されたる多くの場合両者の間を切り離して取扱ふことが一般に行はれてゐる。

第一前段のわく任務を持つ工場法が二切の未満なる児童を対象とするに対し第二の場合は工場法の適用を受くる児童の年齢を拡張して工場法の適用を受くる児童の年齢を拡張して工場法の適用を受くる児童の年齢を拡張して